

住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業における手続代行者の不正申請等に係る処分に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人東京都環境整備公社（以下「公社」という。）が定めた住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、公社が住宅用太陽エネルギー利用機器を設置する方に交付する住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業補助金（以下「本補助金」という。）において、その申請手続きを交付要綱第9条により行うことができる手続代行者が、交付要綱の規定に従って手続きを遂行していない場合における処分内容に関し定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本補助金の申請等の際し、申請者に代わり手続きを行う全ての者に適用するものとする。

(現地調査等)

第3条 公社は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助事業者等に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(処分)

第4条 申請書類の改ざん、無断申請等交付要綱第9条3項に該当する事項が認められた場合において、別表に定める処分を下すこととする。

- 2 公社は前項の処分をしたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表するものとする。
- 3 次に掲げる処分を下すにあたり、別途定める委員会に諮問し、答申に基づき公社が決定する。
 - ① 手続代行停止処分
 - ② 手続代行者に対する補助金相当額の返還請求
 - ③ 別表に該当しない事項に関する処分

(委員会の設置)

第5条 前条の処分を決定するにあたり、委員会を設置するものとする。

- 2 委員会は、東京都、弁護士、有識者から構成されるものとする。
- 3 委員会は、公社より提出された報告書等により審議を行い、答申するものとする。

(処分の通告)

第6条 公社は、委員会の答申に基づき決定した処分内容に関し、文書にて処分該当者に通告を行うものとする。

附則

この規程は、平成21年7月6日から効力を有するものとする。

別表

1. 申請書類等の改ざん

		悪質性が認められる場合
初回	<ul style="list-style-type: none">・ 文書による注意勧告・ 顛末書の提出	<ul style="list-style-type: none">・ 3ヶ月以内の手続き代行停止・ 顛末書の提出・ 補助金相当額の返還請求
二回目以降	<ul style="list-style-type: none">・ 手続き代行無期限停止・ 補助金相当額の返還請求	

2. 無断申請

初回	<ul style="list-style-type: none">・ 6ヶ月以内の手続き代行停止・ 顛末書の提出・ 補助金相当額の返還請求
二回目以降	<ul style="list-style-type: none">・ 手続き代行無期限停止・ 補助金相当額の返還請求